



CONTENTS

I Farewell			
流るる水を眺むれば——立命館大学を退職するに当たって——	浅田 和茂	2	
II Sabbatical			
在外研究を終えて	大下 英希	5	
キャンベラに暮らしてアクトンに通った日々のこと	倉田 玲	7	
III New Event			
第1回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞	望月 爾	9	
第1回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞を受賞して	張 挺	10	
IV Academic Conference			
日本医事法学会第46回研究大会開催報告	平野 哲郎	11	
V Academic Activities			
日本法社会学会／仲裁ADR法学会報告	渡辺 千原	12	
学会報告を終えて	宮脇 正晴	14	
VI Presentation			
カナダ政治学会での発表を終えて	村上 剛	16	
韓国法史学会主催シンポジウムの報告を終えて	大平 祐一	18	
VII Visiting Professor			
Globalization of Legal Research - Illustrated with regard to the law of civil procedure	ゴットバルト ペーター	20	
VIII My Book			
著書紹介『行政代執行の理論と実践』	須藤 陽子	22	
IX Ceremony			
第12回平井嘉一郎研究奨励賞授与式	宮井 雅明	24	
第15回天野和夫賞授与式	宮井 雅明	25	
X Study Group			
研究会		26	

Farewell

退職記念

流るる水を眺むれば ——立命館大学を退職するに当たって——

浅田 和茂 ASADA Kazushige

いよいよ10年間近くお世話になった立命館大学を退職することになった。長年続けてきた教員生活に終止符を打つことになるが、最後が立命館大学で本当に良かったと思っており、良くしていただいたと感謝している。

私は、2008年3月に大阪市立大学を定年前に退職し、同年4月から本学法科大学院に、5年契約1回更新で10年間ということ勤務することになった。1年前に同じ条件で民法の生熊先生が採用されており、大阪市立大学での同僚ということもあって、勤務条件や勤務内容について教えていただくことができ、比較的スムーズに仕事を開始することができた。就職するなり、教務委員・FD委員を割り当てられ、少し驚いたが（大阪市立大学では教務委員は激職であった）、実際にはそれほどの負担ではなかった。

この10年間、色々なことがあったが、過ぎてしまえば瞬間間の感じである。私の研究生活で、本学に来てからの変化の一つは、法と心理グループとの交流である。私は、2000年1月に発足した法と心理学会の開設準備委員であり、その後も理事等として関与してきたが、本学にはサトウタツヤ先生、稲葉光行先生というこの分野の専門家がおられ、サトウ先生とは以前から面識があった。2010年10月には、朱雀キャンパスで法と心理学会の第11回大会が開催され、大会準備委員長であったが、名前だけの委員長でほとんど役に立ってはいない（サトウ先生がすべてを取り仕切ってください）。なお、2016年10月にOICで第17回大会が開催された



が、大会準備委員長の松本先生は、実質的にも大会の準備を主導された。

2013年にはR-GIRO法心理・司法臨床センターの研究員に加えていただいた。その後、本学で育った若林宏輔氏が、この分野で博士号を取得して本学総合心理学部の教員となり、2017年4月には法と心理学会現理事長の仲真紀子先生が北大から本学に移ってこられた。今や、立命館大学は法と心理の分野における日本で最有力の拠点とあってよい。

私の自宅は、JR茨木の近くにあり、OICまでは自転車で10分の距離である。退職後も、たまには研究会等に参加させていただきたいと願っている。

2011年に、淵野先生からの引継ぎで、人間科学研究所の運営委員になり、会議にはできるだけ出席し、論文の査読や、メールマガジンの校正などを行い、2017年に森久先生

に引き継いでいただいた。また、サトウ教授からのお話で、2013年度から3年間、研究高度化推進制度の審査委員も務めさせていただいた。ほんの少しであるが本学に貢献したところもあったと思っている。

さて、法科大学院である。本学法科大学院の特色は、施設・設備および教員が全国でもトップレベルにあることに加え、別組織になったにもかかわらず法学部と緊密かつ友好的な関係を維持していることにある。大学によっては設立時の軋轢が尾を引き、今日に至るも法学部と法科大学院の協力関係が見られないという。私は大阪市立大学で法科大学院の開設に関与したが、大学院の中に法曹養成専攻を設置したので、幸いにもそのような問題は生じなかった。

ところで、今日の（ごく一部を除き）全国的な法科大学院の苦境の原因は、制度設計の誤りと約束違反にあり、決して各法科大学院の教員や学生の努力不足にあるわけではない。法科大学院発足に先立ち、文科省の職員が関西地区に説明に来られた場に出席したが、そこでの説明は司法試験には8割合格の予定であるから、そのかわりに法科大学院を

卒業できる学生も8割にするという厳しい教育を、というものであった。

当時、司法制度審議会の議論では、規制緩和によって大幅な法曹人口の増加が必要になるから、毎年3000人の合格者を出すとされていた。そうすると全国法科大学院の総定員は4700人弱ということになるはずであった。それにもかかわらず文科省は約6500人の定員を認可したのである。それにとどまらず、合格者3000人の約束が反古にされ2000人止まりで、現在では1500人程度にまで下がり、合格率は3割以下となっている。これでは、多くの法科大学院は司法試験予備校に近づくことにならざるをえない。

法科大学院発足時の理念は、社会的常識を備えた法曹の育成にあり（そのために法学部出身者でない者を含む未修3年コースを標準コースにした）、各法科大学院で特色のある法曹教育をということであり、司法研修所の前期修習に近い内容を教育するということがあった。当時、現役学生で旧司法試験に合格したエリート弁護士がオウム真理教事件に関わったこともその理由の一つとされていた。法科大学院のカリキュラムは、8割合格とこ



これらの理念に従って組み立てられており、認証評価もそれに従って行われている。しかし、現実には予備試験で社会的常識の希薄な現役学生が法曹になる道が敷かれ、合格率が低いと予算や補助金を削るといって受験競争を煽ることにより、各法科大学院はその特色を顕す余裕がない状況に追い込まれている。最近では、未修コースを廃止する案を検討中とも報じられている。

まだまだ言いたいことはあるが、「受験生が受験制度を批判しても仕方がない」の類で、ぼやきの域を出ないのかもしれない。このような中で、本学法科大学院は、懸命の努力をしてきており、頭が下がる思いを抱きつつ、この10年弱の間、私もそれに参加してきた。多くの法科大学院の閉鎖が続いており（その責任は文科省と法務省にある）、全国の定員が減ってきている中、合格者を3000人程度にし、予備試験を止めれば、当初の理念に近づくことも可能であるように思われるが、ないものねだりであろうか。立命館大学法科大学院がこの苦境を乗り越え、末永く存続・発展することを願って止まない。

さて、私は、1965年に北海道の片田舎から上洛してきて京都大学の学生になり、大学院修士課程修了まで6年間を京都で過ごし、関西大学に9年間、大阪市立大学に28年間、本学で10年間お世話になり、いままた京都で教員生活を終えようとしている。京都に始まり、一巡して（といっても狭い関西内であるが）京都に帰ってきて終えるということになる。

学生時代は、できたばかりの京大熊野寮に入り、お酒の（かなり乱暴な）飲み方を始めとして先輩達の特訓を受けつつ、友人達と京都の街を練り歩き、お寺や景勝地を訪れた。大きな徳利に酒を入れ、鴨の河原で飲み交わしたこともある。京都というのは特に大学生

にとっては過ごしやすいところで、住民の多くは1000年の歴史を誇る超保守的な人々のはずであるが、大学生が小々無茶をしても、お釈迦様の掌で孫悟空が暴れるのに似て、大目に見てくれるようなところがある。大学院生の頃は、大学紛争がピークの時で、法院協（法学部院生協議会）もその一翼を担っていた。法学部長との徹夜団交や、全共闘による時計台占領・全学封鎖などで慌ただしい日々であったが、生涯のうちで最もよく勉強した2年間でもあった。

1971年に関西大学の助手に採用されたが、3年間、給料をいただきながら大学院博士課程の院生を兼ねるといふもので、きわめて恵まれた環境にあった。専任講師の3年間のうち半分はドイツのミュンヘン大学に留学しており、今更ながら関西大学には感謝している。助教授の3年間のうち2年目は教職員組合の書記長で忙しい日々であった。1980年に大阪市立大学に移り、2008年まで28年間を過ごした。この間の経緯等については大阪市立大学の退職記念講演で触れたので（拙稿「私の刑事法研究・39年——『途上としての学問』について——」市大法学雑誌55巻1号（2008年）453頁以下、拙書『遠ざかる風景 私の刑事法研究』（2016年、成文堂）に再録）、ここでは繰り返さない。

色々なことがあったが、京都は、私の研究者生活の原点である。長い（自分としては短い）研究者生活で、なしとげたことはほんのわずかであり、できなかったことは数知れない。教育者としての生活から別れるにあたり、表題を「別れの歌」の一節にした。50年前と変わらない鴨川の水を眺めながら、研究者としての最後の旅に向けて衣を整えねばと思う昨今である。

（あさだ かずしげ・刑法）

在外研究を終えて

大下 英希 OSHITA Hideki

2016年4月から約1年半、ワシントンDCにあるアメリカン大学ロースクール(以下、WCL)に訪問研究員として在籍し研究をする機会を得ることができました。これも、快く送り出していただいた法務研究科・法学部の同僚、特に刑事法部門の先生方のおかげであると心より感謝しています。

今回、大学院生時代、教員時代を含めて初めて国外で研究する機会を得ることができ、最初に悩んだのはどの国に行くかということでした。私は「自救行為」を主たる研究のテーマとしており、大学院生時代からドイツを比較法として研究を進めてきました。そこで当初は、ドイツのどこかの大学で、これまでの研究を振り返りつつ深化させるということを考えていました。にもかかわらず、WCLを選んだのは、2012年度、2013年度に、法務研究科で開講されるワシントンセミナーの引率として、ワシントンDCを訪れたことが大きな意味を持っています。セミナー中の講義やVisit、WCLの教員との意見交換をする中で、ここでアメリカにおける自救行為はどう考えられているのかということの研究してみたい、という気持ちになっていきました。

自救行為とは一般に、公的機関の助力を得ずに実力で権利を実現すること、と考えられています。自救行為には、刑事法はもちろんのこと、権利関係を規定する民法や商法、権利の実現過程を対象とする民事訴訟法や執行法といった様々な分野がかかわっていることから、自救行為に対する態度は国や文化によってさまざまに異なります。今回の在外研

究をきっかけとしてアメリカ法の研究を始めたことから、自救行為という専門的なトピックをアメリカ法の体系全体から広く学ぶという意識で研究を進めていきました。

アメリカで自救行為はSelf-Helpといいますが、日本やドイツのような上述の狭い意味として理解されているだけでなく、自分の力で成し遂げることは、すべてSelf-Helpとい



アメリカ合衆国議会議事堂と
クリスマスツリー

います。アメリカで生活する中でいやというほど思い知ったのは、アメリカでは何かの主張をすること、権利を勝ち取ることは基本的に **Self-Help** であり、自分で何かをしない限り何かしらの恩恵を受けることはできないということでしたが、その意味では、アメリカは **Self-Help** の国そのものなのかもしれないと思います。

その中でも特に興味をひかれたのは、アメリカ統一商事法典（UCC）に規定のある担保物の自力引き上げの規定です。これによると、債権者は債務不履行に際して担保物を平穏を害しない限りで（**without breach of the peace**）自力で引き上げることができます（アメリカ映画の中で、自動車のローンを払えな

くなった主人公が、朝起きたら自動車を持っていかれている、というシーンを見ることがあると思います）。自救行為の禁止が高度に完成されている我が国とは異なる、自救行為に対する態度の違いを知ることができる研究テーマを見つけることができたと思っています。これからも、今回の研究を足掛かりにさらに検討を進めていければと考えています。

他方、私生活の面では、今回家族を連れて渡米したということがとても大きな意味を持ちました。とりわけ、娘たちを現地校に入学させることができたことで、アメリカの学校生活を通じて、アメリカ人の基本的な行動指針、考え方がどのような教育課程で育まれていくのかをよく知ることができました。また、アメリカではほぼ毎月のように何かしらのイベントがあり、学校生活を通じてそれらを家族で楽しむことができました。ハロウィーンの仮装行列には、教職員もいろんな仮装をしてパレードをするさまはとてもユニークで楽しめました。

ワシントンDCには多くの博物館があり、そのほとんどが無料で入館することができます。娘たちのお気に入りにはアメリカ自然史博物館で、滞在中何度も人類の進化の歴史と、ホープダイヤモンドを見に行きました。私のお気に入りには、航空宇宙博物館の別館で、そこに展示されているスペースシャトルディスカバリー号を見るのが楽しみでした。楽しい思い出には枚挙にいとまがありませんが、現地で過ごしたという経験そのものが、研究の一助になっていると思います。

改めて、このような機会をいただき本当にありがとうございました。

（おおした ひでき・刑法）



ワシントン記念塔と桜。
D.C. の桜は日本から送られたものです。

倉田 玲 KURATA Akira

回顧してみると、「フィラデルフィアとカムデンを往復した日々のこと」本誌51号(2007年12月)6頁以下を書き出すにあたり、「法学部と法科大学院をはじめとする立命館大学の皆様からひとかたならぬご高配を賜るかたちで」と申し述べてから、ちょうど10年が過ぎた。キャンベラ市アクトンのオーストラリア国立大学法学部に通い、強制投票による普通選挙の勉強に勤しんだ幸せな日々(2016年9月26日～2017年9月25日)も、ひとえに皆様のおかげである。ちょうど10年ぶりの1年間についても、ご厚情に、ご恩義に、ひたすら感謝して書き出すほかない。

ほとんどの週末を含む毎日の通勤の起点にしていたのは、都心部の東端に近く大きな公園に面した築3年の建物の13階に賃借していた家具付きのアパートメントである。渡豪の翌朝に下見をして即座に契約を申し込み、やむなく現地の不動産法を速習しながら運良く締結にこぎつけた物件であるが、窓外には階下の共用部分にジムと並ぶスパやプールのほか、近隣の複合商業施設の屋上駐車場なども見下ろすことができ、曜日に関係なく日中を留守にしてばかりの単身赴任には少々もったいなかったかもしれない。

連邦の首都ではあるが、シドニーやメルボルンには遠く及ばない小さな街である。ようやく路面電車の最初の路線が開通する見通しというあたりは、同類のワシントンにも遠く及ばないが、すなわちコンパクトでもある。ちょうど開通したばかりの無料の巡回バスに乗車せずとも、住まいを出て官庁や商店が長閑に軒を並べている通りを呑気に半時間弱も



帰国前に研究室を片付けて小休止の筆者

歩くと、都心部の反対側の外れ、アクトンの広大なキャンパスの中心部に位置するコの字型の法学部棟に辿り着いた。

そこだけが3階建てになっている中央部分の2階に提供されていた自室は、機器や文具が完備されていて、共用プリンタ室やキッチンやリフトへのアクセスも至便であった。とりわけ水曜日の朝の定例お茶会が終わった後など、廊下を行き交う誰かが立ち寄ってくれ、何かに誘ってくれるという僥倖にも恵まれる日々のなか、ほとんど常に扉を開けていたが、さもないと衣笠の法学部生たちの集団訪問時にも懐かしい話し声が聞こえなかったかもしれないくらい煉瓦の壁が厚い部屋でもあった。

もっとも嬉しかったことには、学部内最大の研究組織である国際法公法研究所の所長に就任されたばかりのジェイムズ・ステリオス

先生の隣室であった。シドニーの法律事務所にバリスタとして在籍され、ときには実際に憲法訴訟を受任されているところが例外的な研究者であるが、ご著書に感銘を受けて客員にいただいたところ、兼ねるからには法廷において依頼人のために自説と正反対の主張を展開することも当然の務めだということなど、望外にも多種多様なことを毎日のように学ばせていただいた。また、オーストラリアのブルー・ブックをいただき、その使いこなし方や人名の発音なども手ほどきしていただき、北半球から米語を話すゲストを招くことも少なくない研究所主催の各種企画などにも誘っていただいた。

なかでも法学部長を史上最長の3期15年にわたり勤め上げられたというマイケル・コパー先生が古稀を迎えて引退されたのを記念する特別な企画には、高等法院の裁判官や全豪各地の大学の研究者などが集結していた。講演の合間には、恐縮しながら、アンソニー・メイソン元オーストラリア首席裁判官やニュー・サウス・ウェイルズ州選挙管理委員会のキース・メイソン委員長にも紹介して

いただいた。オーストラリア国立大学アジア太平洋学部とメルボルン大学法学部の双方に在籍されている国際法のヒラリー・チャールズワース先生とニュー・サウス・ウェイルズ大学法学部長でもある憲法のジョージ・ウィリアムズ先生からは、それぞれオーストラリア首都特別地域の2004年人権法とヴィクトリア州の2006年の人権および責任の憲章の起草過程において諮問委員会の委員長を務められた話を伺った。

校正刷を携えて帰国した「強制投票の普通選挙——オーストラリア選挙法の不文の基礎」立命館法学373号(2017年3号)34頁以下には、こんなふうに勉強したことも少し盛り込んである。盛り込めていないことや盛り込みようのないこともあり、ここから書き出し直すことが許されるとしても到底お名前を列挙させていただけないほど大勢の方々に多々お世話になった学外研究である。ちょうど10年前に結んだのと同じく、「その果実は、何としてでも、少しずつでも、還元しなければと思う」。

(くらた あきら・憲法)



ミュージック・スクールのカフェにて憲法部門の先生方と(右より、フィオナ・ウィーラ先生、アメリア・シン普森先生、グレッグ・ウィークス先生、ジェイムズ・ステリオス先生、マイケル・コパー先生、筆者、アズミ・ウッド先生)

メディカル・スクールのカフェにて公法分野の先生方と(右より、レイトン・マクドナルド先生、ジェイムズ・ステリオス先生、マイケル・コパー先生、筆者、サラ・ヒースコート先生、グレッグ・ウィークス先生)



第1回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞

平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞は、本学名誉館賓の故平井嘉一郎氏のご令室平井信子様のご厚意により、海外の研究者が、平井嘉一郎記念図書館を利用して行う国際的な研究活動を支援奨励し、国際間の相互協力と理解を深めるとともに、国際社会で活躍しうる優秀な研究者を育成輩出することを目的として、新しく創設されました。

本賞第1回の今回は、研究業績や計画等の厳正な審査選考の結果、中国の杭州師範大学法学院専任講師の張挺氏（環境法）が受賞されました。2017年5月19日平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルームにおいて、平井信子様をお招きし、平井嘉一郎研究奨励賞とともに本賞の授与式が行われました。

受賞者の張挺氏は、2009年9月に本学大学院法学研究科博士課程後期課程に入学され、吉村良一教授のご指導の下、「環境民事責任に関する日中比較研究」をテーマに環境法の研究に取り組み、2012年9月博士課程後期課程を修了し、博士（法学）の学位を

取得されました。2013年1月より杭州師範大学法学院に着任され、日中の環境法を主たる専門領域とする法学研究者として、教育・研究活動に取り組みおられます。

今回の本賞の支援奨励の対象となった研究計画は、「廃棄物処理場の環境アセスメントに関する実証的研究」をテーマとして、同分野で蓄積のある日本の判例を網羅的に調査分析し、法的な争点を明確にし、日本法の特徴であるミニアセスと中国法における分類管理制度と比較検討を行うというものでした。

張挺氏は、2017年7月16日から8月25日まで平井嘉一郎記念図書館に滞在され、日本の関連の文献資料の収集や日本の環境アセスメントの研究者や実務家との研究交流を深められました。8月22日には平井嘉一郎財団の小玉正美専務理事をお招きし、研究報告会が行われました。今回の研究成果をふまえ、張挺氏の日中環境法研究の進展と研究者としての益々のご活躍を期待したいと思います。

（研究部副部長 望月 爾）



New Event

新制度紹介

第1回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞を受賞して

張 挺 ZHANG Ting

このたび故平井嘉一郎様のご令室の平井信子様のご厚意により第1回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞を受賞いたしましたことを、大変光栄に存じております。平井信子様には改めて御礼申し上げます。

2012年9月に吉村良一先生のご指導の下、立命館大学大学院法学研究科を修了し、博士学位を取得してから4年ぶりに、再び立命館大学で研究生生活を送れたことは、懐かしさとともに深いご縁を感じております。杭州師範大学に着任してこの4年間忙しさに追われ、なかなか日本の文献や判例・裁判例などにふれる機会に恵まれない中で、今回の受賞によりゆっくりと調査研究に取り組めたことは、私の今後の研究に大きく役立つことと思えます。また、2017年7月16日から8月25日までの約40日間、平井嘉一郎記念図書館の最新の素晴らしい環境の中で研究ができたことは、よい思い出ともなりました。

今回の滞在期間、私は日本における廃棄物処理場の規制と訴訟に関する資料を調査し、廃棄物実務に携わる弁護士などを訪問し、研究交流を深めることができました。中国では、近年の環境問題の深刻化に伴い、廃棄物処理場に関する紛争が多発し、社会的にも注目を集めています。そのため、今回の調査は、日本の関連の議論や判例・裁判例について、中国との比較を念頭に置きつつ、廃棄物処理場の規制および訴訟に関する法的論点を整理し、日本法からの示唆を得ることを目的としておりました。



中国の環境法領域における法制度の整備も進みつつあり、日本と比較しても制度面ではあまり遜色はありませんが、今回の調査研究を通じて、実際の制度の効果や裁判実務については、まだまだ改善の余地が大きいことを実感しました。今後は、今回の研究成果をふまえ、廃棄物処理場規制を中心に、中国と日本の環境法の比較研究を進めていきたいと思えます。

最後に、このような機会を下さった平井信子様をはじめ、いろいろとご支援いただいた平井嘉一郎財団の小玉正美専務理事、法学部・法務研究科の先生方、法学部事務室、法学部共同研究室、研究部、図書館の皆さまに改めてお礼を申し上げます。

(ちょう てい・民法)

日本医事法学会第46回研究大会開催報告

平野 哲郎 *HIRANO Tetsuro*

2017年11月25日・26日に、私が実行委員長を務めて日本医事法学会第46回研究大会を朱雀キャンパスで開催させていただいた。私は学会理事はもちろん、大学院も出ていないので学会開催の下働きすらした経験がなく、学会の実行委員長など務まるのか正直不安だったが、大会長は多くの学会を開催してこられた浅田和茂先生で、ほかにも学会員として松宮孝明先生と渡辺千原先生がいらっしゃるので何とかなるだろうと引き受けた。ところが、松宮先生は学外研究期間中でドイツにいらっしゃるかもしれないとのことで、さらに渡辺先生はうっかり東京で開催される研究会でのコメンテーターを引き受けてしまわれ、かなり心細くなっていたところ、なん

と浅田先生が前期中盤にご自宅の階段から落ちて残りの授業を全て交代されるほどのお怪我を負われてしまい、私一人で学会を実行できるのか？と絶望的な状況にいったんは追い込まれた。

しかし、松宮先生が学会期間中は日本にいらしてくださり、渡辺先生も26日には戻ってきてくださることになり、浅田先生も後期には回復されて、何とか無事に開催することができた。さらに私のゼミ生5名を含めアルバイト8名も、LINEグループを通じて連絡を取り合って臨機応変に動いて頑張ってくれた。なんとと言っても法学アカデミーの赤塚さんのご協力がなければとても務めを果たすことはできなかった。心から感謝を捧げたい。

私自身、今回は学会の内容については断片的にしか見聞できず、紹介することはできないが、シンポジウムは「高齢者医療を支える人と制度」というテーマであった。詳細な学会記録は2018年夏発行予定の年報医事法学33号を参照していただきたい。大変ではあったが、学会開催の苦勞を知る良い機会にはなった。

(ひらの てつろう・民事訴訟法、医事法)



Academic
Activities

学会発表報告

日本法社会学会／仲裁ADR法学会報告

渡辺 千原 WATANABE Chihara

2017年5月に開催された日本法社会学会の学術大会では、学会70周年の記念シンポジウムが行われた。そこで冒頭、「法社会学研究の動向」という身に余る論題で報告することになった。研究に関しては頼まれれば極力引き受けるようにしてきたが、学会回顧の原稿すら書いたことがなく自分の比較的狭い関心を追求することに邁進してきた私がかたして引き受けて良いものか、さすがに迷った。しかし、報告時間は20分、それほど凝った報告が求められているわけではないと判断して受けることにした。

実際に、企画者からは1997年に法社会学会で行われた50周年の記念企画以降の20年間を対象に、主に日本法社会学会の正式な学会活動の研究動向を整理、すなわち学術大会と学会誌での研究動向をトレースすることが求められ、それほど無理な注文ではないと理解できた。そこで、乱雑に並べてあった学会誌を時代順に並べ直し、学会回顧を読み直すという地味な作業をしながら、この20年

を振り返ることにした。この20年は、私にとっては立命館に赴任してからの20年にもほぼ相当する。直後に司法制度改革審議会が発足、法科大学院設立に向けた大騒動が起こったことからすると、その直前だったからこそ法学部で前任者がいなかった法社会学という基礎法分野で専任教員を採用する人事が出来たのだろう。その司法改革の波にのまれる前に、この伝統ある立命館大学法学部に拾ってもらい、逆に司法改革を研究対象の一部として司法過程論や法社会学を担当させて頂いているのは僥倖であり、改めてそれをかみしめての準備であった。

他の法学研究分野と同様に、法社会学も法科大学院発足後、研究者養成に困難を抱えているが、法社会学にとって、司法改革は研究対象でもあり、また一部研究者は、その推進者としての役割も果たしてきた。司法改革との距離をどのように評価するのが、この20年の評価において欠かせない軸と考えた。

ただ、学会はあくまで学術的研究の場であ



り、学会誌や学術大会が司法改革のプロパガンダの場になることは好ましくない。そこで特定の司法改革課題に一定の方向性をもって積極的にコミットしていた研究者であっても、学会誌や学術大会でそれを前面に出して活動することはなく、あくまで理論的、経験的研究での貢献が強調されていた。学会の関心としては司法改革関連課題に比重があったという実感があったが、学会企画の中では、研究の一部に過ぎなかった。

また、法社会学会は、この20年で学際性が強調されるようになり、かつての法解釈学からの自律性という課題よりは、経済学・心理学・政治学などの隣接諸科学との協働に重点が置かれるようになっていく。実務との協働も進められた。そこで法と心理学会や法と経済学会などの学際型の学会の他、仲裁ADR法学会、司法アクセス学会など司法関連の実務協働型の学会が相次いで設立され、それらの分野の法社会学からの自律性も進んだ。そこで、法社会学のアイデンティティ、自律性の位相も変化しているなか、学会で行われる研究から、法社会学研究の動向を描くことの意味をどう整理すべきかは悩ましかった。あまり言い訳の多い報告をするのは好みではないのだが、射程とそこから得られる知見についてはかなりの限定をせざるを得なかった。また、重鎮の先生方を前に大きな論題での報告をした居心地の悪さは未だに完全には消えていない。

さて、そうした実務協働型の新たな学会の一つ、「仲裁ADR法学会」で、はじめて報告を行ったのでそれについても若干触れておきたい。これらの学会に参加している法社会学者も多く、司法を研究対象にしている私も参加すべきなのだろうが、育児に追われる時期であったこともあり、全く入会も参加もしていなかった。ところが、突然、仲裁ADR法学会から、「何か報告して欲しい。ついては、

学会に入会して欲しい」とある意味横暴とも言える依頼があり、これも何かの縁と引き受けることにした。一度も参加したことがない学会の個別報告を引き受けるなど、やめておけば良かったと直前には後悔したが、それも後の祭り。「紛争解決過程における専門知一医療ADRを例に一」というテーマでの報告を行うことにした。

そこで体験したのは、折り目正しい法律学系学会の民事訴訟法学会と、社会科学系学会に近い自由参加型の法社会学会の混じり合わない融合であった。私の報告は二つある個別報告の後半だったのだが、一つ目の報告の進行役の京都大学の笠井正俊先生が民事訴訟法学会さながら、ご報告の上田竹志先生のご経歴を紹介され、それに続いて上田先生が完璧に整えられた原稿でよどみない講演をこなされたあと、演台に上がる羽目に陥った。その時点でもう帰りたいかったが、帰るわけにもいかない。覚悟を決めて登壇し、レジュメをもとに、アドリブで自分の言いたいことを紡ぎ出す、よく言えば自由な、悪く言えば整わない報告を敢行した。ADRと裁判との関係性に焦点を置いた報告であり、最近の医事集中部の問題点にまで言及したところ、懇親会で、元医事集中部判事に声をかけられた。裁判官まで参加される学会だったとは知らなかったのである。血の気が引いた。その判事から、医事事件について「慣れてくると書面を見れば結論がすぐ分かるようになる」という自信たっぷりのコメントをいただき、逆にそうした慣れが見落とすものがないのかは改めて気になった。

このように、2つの学会報告は、いずれも、少々苦い経験であったが、それぞれの学会誌に報告内容は掲載予定であるので、もし関心があれば読んで頂ければ幸いです。

(わたなべ ちはら・法社会学)

Academic
Activities

学会発表報告

学会報告を終えて

宮脇 正晴 MIYAWAKI Masaharu

2017年度の工業所有権法学会は、2017年6月3日に、明治大学（駿河台キャンパス・リバティタワー）で開催された。その午後に行われたシンポジウムのテーマは、「特許権侵害に基づく損害賠償」というものであり、私はパネリストとして「米国法の観点から」と題する報告を行い、パネルディスカッションに参加した。他のパネリストは、名古屋大学の鈴木将文先生（司会。「趣旨説明・総論」を担当）、明治大学の金子敏哉先生（「日本法の観点から」を担当）、筑波大学の潮海久雄先生（「ドイツ法の観点から」を担当）及び東京大学の森田宏樹先生（「民法の観点から」を担当）であった。（その他、大会の詳細なプログラムについては、次のURLを参照されたい：<http://www.jaipl.org/forum.html>）。

特許権を含む知的財産権侵害による損害の特徴として、そもそも何が「損害」なのかを把握しにくいというものがある。例えば特許権は「発明」という技術的な情報を対象とする権利であり、特許権侵害となる行為は特許発明を利用する行為（の一部）である。A社の有している特許発明を具現化した製品をB社が無断で製造販売するような行為が特許権侵害の典型的な行為であるが、B社がそのようなことをしたからといって、A社は物理的な被害を被るわけではなく、またA社がその特許発明を使えなくなるわけではない。

そこで、B社の侵害行為によってA社に生じた損害としては、「B社が侵害していなかったとすればA社が得られたはずの利益を得られなかったこと」となるというのが一般的な考えであり、その「得べかりし利益

をどのように算定するのかということが問題となる。特許法は102条に得べかりし利益の算定のための特則を置いており、その特則で算定される損害額を単純化していうと、侵害者の製品の販売数量×権利者の製品1個の販売から権利者の得る利益（特許法102条1項）、侵害者の得た利益額（特許法102条2項）、及びライセンス料相当額（特許法102条3項）、となる。

これら各規定の性質や相互の関係については学説の対立があり、いまだに定見をみない。また、裁判所による算定実務も必ずしも支持されているものではない。例えば、政府の知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2016」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf>）においては、特許法102条1項や2項に関して、裁判所が「寄与率」という概念を用いた算定をしていることについて批判的な記述がある（「寄与率」については後述する）。今回のシンポジウムで損害賠償が取り上げられた背景には、このような問題がある。

そのシンポジウムで私の与えられた役割は、上記の通り、米国法から（有益な）示唆を得ることである。外国法との比較をする際に常に問題になることであるが、そもそも米国の制度と日本の制度とは大幅に異なっている。米国には故意による特許権侵害の場合には賠償額を3倍まで増額できる制度や、弁護士費用賠償制度、陪審制度等、日本にはない制度があり、損害額の算定にはこれらの制度の影響があると考えられるところである。しかしながら他方で、権利者の売り上げ減少

による逸失利益 (lost profits) という損害概念についてはわが国特許法 102 条 1 項の前提とする損害概念と通じるところがあり、この具体的な算定手法から何かしらの示唆は得られるのではないかと期待していた (ほかにライセンス料相当額の賠償に関する問題もあるが、省略する)。とりわけ私が興味を持っていたのが、上記の「寄与率」の問題であり、日本で問題となっている「寄与率」が米国においてはどのように考慮されているのかについては、特に詳細に検討した。

ここで改めて「寄与率」について説明しておきたい。「寄与率」というのは上記わが国特許法の算定規定の条文上にない概念であるが、裁判例ではよく用いられている。例えば上記の A 社の特許発明がバッテリーに関するもので、A 社 B 社とも、この発明を具現化したバッテリーを組み込んだノート PC を製造販売しているとしよう。B 社が (侵害品を組み込んだ) ノート PC を 100 台売ったとして、A 社は特許法 102 条 1 項に基づいて自社のノート PC を 100 台販売していれば得られたであろう利益全額分の賠償を B 社に対して求めることができるだろうか。ノート PC はバッテリー以外にも多数の部品から構成されており、バッテリーは製品全体の一部にすぎない。そこで、バッテリーの「寄与率」を求め、A が得られたであろう 100 台分の利益全額にその寄与率を乗じた額を損害額として認める、という実務が一般的となっている。

では米国ではどうか。調査した結果、米国特許判例においては、「代替品に対する特許製品の優位性」が、(我が国でいう)「寄与率」を測る基準となっているのではないかという結論に達した。米国においては、たとえば上述のバッテリーの例で、特許発明の効果として劇的にバッテリーの寿命が延びており、B

社のノート PC がそのバッテリーを搭載しているが故に売れた (搭載していなければ消費者は A 社のノート PC を買っていた) という場合には (ただし、そのことを権利者が立証するハードルは高い)、バッテリーが製品全体の一部にすぎないとしても、そのことを理由に賠償額が減額されることは無い (すなわち寄与率 100% と評価されたのと同じ帰結となる)。減額される場合は、B 社が非侵害品のバッテリーを組み込んでいた場合でも一定台数は売っていたような場合である。そして、非侵害品のバッテリーを組み込んでいた場合でも B 社のノート PC が 100 台売っていたのであれば、lost profits はゼロと算定される (A 社はライセンス料相当額の賠償しか請求できない)。

私は上記のような米国判例を紹介して、我が国においてはあいまいな位置づけになっている「寄与率」概念を、代替品に対する優位性と明確に位置付けた運用をすべきと主張した。すなわち、侵害があった期間中に現に第三者が提供していた (特許権を侵害しない) 代替品又は侵害者が (侵害しなかったとすれば) 提供していた代替品と比して、特許権者の製品がどの程度売っていたのかを探求すべき、ということである。

この報告が成功したのかどうかはよくわからないが、上記の主張についてはパネルディスカッションにおいても取り上げられ、また、終了後の懇親会についても何人かの先生から議論を挑まれたので、最低限の役割は果たせたのではないかと思う。今回は約 10 年ぶりの学会報告で、引き受けたときにはかなり不安があったが、米国法から多くの示唆を得ることができ、私の従来主張を再検討するまたとない機会となった。

(みやわき まさはる・知的財産法)

海外講演

Presentation

カナダ政治学会での発表を終えて

村上 剛 MURAKAMI Go

今年のカナダ政治学会の研究大会 (Canadian Political Science Association Annual Conference) は、5月30日から6月1日にかけて開かれ、私は同大会に4年ぶりに参加することができた。カナダ政治学会 (以降、CPSA) は、それを包括する大きな組織体である、人文・社会科学会議 (Congress of Humanities and Social Sciences) の下で動いており、CPSA が行われるときは必ず他の人文科学系の学会が同時開催されている。今年はその数が70にも上ったようだ。これだけ大掛かりになると、会場となる大学も大変である。今回会場となったライアソン大学は、3万人以上もの学生が通う大規模な大学だが、そのメインキャンパスはトロントのど真ん中にあるダウンタウンに位置している。私はCPSAの本会場から歩いて5分のところに宿を取ったのだが、歩いてすぐのところに大きなショッピングモールや個人商店が立ち並んでいた。賑やかな大通りから一筋入ると、突然緑と大学のキャンパスが現れ、また街中に立ち並ぶ高層ビルの1つがライアソン大学の建物 (教室) だったりして、立命館大学とは異なる都市型キャンパスの特徴を楽しむことができた。

振り返れば私にとっては初めての学会発表も、2009年のCPSAであった。当時大学院生で「学会初心者」だった私は、たった15分の発表にとっても緊張したものだが、今となっては良い思い出である。以降、CPSAでは3回の発表機会を得て、学会の雰囲気や勝手も分かるようになってきた。とりわけ今

回は、討論者その他の発表者、セッションの企画者までが知り合いだったので、ほとんど緊張しなかった。

発表は、「候補者の調達と成功」というセッションに置かれた。私の研究では、実験的手法を用いて、国政選挙における候補者の民族背景が投票行動に及ぼす影響を検証しているのだが、今回は日本の小選挙区の文脈を使い、候補者の所属政党 (自民党、旧民進党、維新の党、共産党) によってその効果がどのくらい異なるのか、そして何故異なるのかを分析・議論した。日本の政治状況がそれほど身近ではないカナダの研究者に対して、日本の政党システムや選挙制度を説明した上で研究結果を理解してもらうには、15分という時間は短すぎる。しかし、「候補者の民族背景が違うことが、政治的にどのような意味や効果をもたらすのか」という、日本ではほとんど議論されないこのテーマに対して、カナダの研究者の関心はとても高い。日本の選挙についての私の下手な説明はあまり役に立たなかったかもしれないが、どうやら多くの参加者は、「もしこれをカナダの選挙で考えたら...」という視点で聞いてもらえたようである。

討論者は、同じテーマで研究をしているトロント大学のランディ・ベスコ (Randy Besco) 先生だった。「先生」と言っても、大学院生時代からの知り合いでもあるため、お互いにあまり「先生」という意識はない。彼からは的確で有益なコメントをいくつかもらったが、一番の収穫は同じテーマを扱った彼自身の未刊行論文を教えてもらったこと

だった。ベスコ先生曰く、「私もカナダで同様の研究を行い、同じ結論にたどり着いた。詳しくは私の論文を読んでほしい」とのこと。そこで学会後、早速論文を送ってもらい、読んだところ、確かに私と同じような結論にたどり着いていた。...これは困った。自分の研究が、誰かの研究の二番煎じになってしまうのはとてもつまらないのである。そこでベスコ論文よりももう一歩先に進めるべく、夏季休暇期間中にデータの再分析を行った。これにはちょっと時間をかけすぎたが、その努力は多少報われ、現在は再分析で得られた新たな発見を中心に、CPSA で発表した内容を発展させた論文を書き直しているところである。

このセッションでは、他にも大学院時代に知り合った先生が研究を報告されたり、何人かの友人が見に来てくれたりして、私にとっ

ては「同窓会」のようでもあった。CPSA に来ると知り合いも多く、アメリカの政治学会よりアットホームな雰囲気が味わえる。この学会の唯一の問題点は、日本の学期真っ只中の5～6月に行われることだ。授業を1週間も休講にせざるを得ないため、学生には少し申し訳ないが、帰国後の補講でカナダの土産話をすると、意外にもよく聞いてくれる。中には授業内容より興味深く聞いてくれる学生もいて、それはそれで少し複雑な気持ちになるが、今後も機会があれば、自分を育ててくれた CPSA でまた研究発表したいと思う。

最後に、前述の研究と発表には、JSPS 科研費 JP15K16994 (若手研究 B、「候補者の民族背景が投票行動に影響を及ぼす政治条件の解明」) の助成を受けたので、ここに謝意を表したい。

(むらかみ ふう・政治学)



ホテルから見た朝のトロント

海外講演

Presentation

韓国法史学会主催シンポジウムの報告を終えて

大平 祐一 OHIRA Yuichi

2017年6月24日、韓国ソウル大学で行われた韓国法史学会主催シンポジウム「近世東アジアにおける民事裁判の実態と性格」に報告者として招かれた。日本からは京都大学の寺田浩明教授（中国法史）、東京大学のエルデンチロ准教授（モンゴル法史）と私（日本法史）の3人が招待された。このシンポジウムを企画したのは延世大学の沈義基教授であった。沈教授の問題関心は、「近世朝鮮の民事司法制度を全体的深層的に把握すること」であった。近世朝鮮は14世紀末から500年近くの間、中国の大明律を基本法として採用し中国法を実務に応用してきた。それゆえ近世朝鮮法の研究には同時期の中国法の研究が不可欠であった。他方、近世日本は朝鮮のように中国法の影響を強くうけずに独自の司法制度を発展させた。それゆえ近世日本法は近世朝鮮法研究の際の反面教師になり得ると考えて、沈教授はこのようなシンポジウムを企画された。

私は近世日本の地方官である代官の民事裁判に焦点をあて、裁判の特徴・性格につき報告した。代官は管内の民事事件を審理することはできるが、判決決定権はないので、審理の顛末を記した判決原案とでもいうべき「吟味伺書」を作成して上級庁に伺い、それに対する上級庁の指令を代官が判決として申し渡した。このような「伺・指令型司法」が近世日本の司法の特徴であること、民事裁判は無料であったこと、内済の重視、M・ウェーバーのいう「カーディー裁判」的性格の有無、裁判を「教諭的調停」とみる見解の妥当性等に

ついて報告した。実際の資料があると分かり易いと思い、裁判関係資料（古文書）のコピーを持参した。ある事件の「吟味伺書」は長文のためコピーは何枚にもなった。それらをゼロハンテープでつなげたものを忍者の巻物のように巻いて持参し、会場で4人の方に手伝ってもらって、その巻物の先端を引っ張って6メートルほどの長さまで延ばしたときには、会場からどよめきが起った。

沈教授は近世朝鮮の民事裁判の実態と性格について、寺田教授は清代中国の地方官の民事裁判の特徴について、エルデンチロ准教授は近世日本・中国・モンゴルの裁判の比較的分析について、それぞれ興味深い報告をされた。エルデンチロ准教授（モンゴル人）は日本の法制史学会の会員であり、日本では流暢な日本語で報告していたが、この日は英語で報告された。会場から若い女性研究者（ソウル大学の韓国人大学院生と思われる）が、ネイティブ・スピーカーと思われるほどの見事な英語で質問し、英語でのやりとりが展開された。アジアにおける国際学術シンポジウムも、そう遠くないうちに通訳なしで行われる時代が来るのかも知れないと思った。

シンポジウムは午前10時から始まり、4人の報告・質疑応答と全体質疑応答が終了したのは夜6時過ぎであった。質疑応答は極めて活発で、私に対しても種々の質問がなされた。最後に、司会の沈教授から私に対し、「近世日本の法のあり方が現代の日本にどのような影響を及ぼしていると考えられるか」という大きな問いが投げかけられた。私は、

水林彪氏らの研究を参考にして、(1) 権利を守る法・国家を拘束する法という観念の稀薄さ、(2) 「精密司法」型の刑事手続、(3) 原案を上級庁(上位者)に伺い、裁可を得て物事が決まるという稟議制の3点を答えた。韓国の法史学者も、過去の法を研究することが現代の社会にとってどのような意味があるのかを問い続けているのかも知れないと思った。

シンポジウムの終了後、韓国法史学会会長の韓相敦教授を始め関係者一同で懇親会がもたれた。その席で韓国のある大学の教授に大学教員の評価制度について尋ねてみた。その大学では、評価は、教育、研究、社会的活動の三分野を対象として行われ、評価の結果により留学などの特典が与えられるとのことで、その教授も良い評価を得て日本への留学が認められたとのことであった。

韓国の大学における評価制度のもつ厳しさ、competitiveな側面をかいま見た思いがした。

今回のシンポジウムに出席して驚いたことが一つあった。昼食会場に向かう途中、うしろから『大平先生!』という若い女性の声があった。ここは韓国。日本語で名前を呼ばれるとは思ってもみなかった。声の主はソウル大学大学院の留学生で、何と、立命館大学法学部の卒業生であった。近代朝鮮の研究をしているとのことで、朝鮮語が大変堪能な方でした。昼食時には隣席で通訳をして頂いた。昼休みにソウル大学の鄭肯植教授が、同大学韓国研究所奎章館の古文書、古記録等の展示室を案内して下さいたときにも、彼女の通訳に大いに助けられた。翌日、この法学部卒業生の今後の活躍を祈りつつ、帰国の途に着いた。

(おおひら ゆういち・日本法史)



Visiting
Professor

客員教授

Globalization of Legal Research –
Illustrated with regard to the law of civil procedureゴットバルト ペーター *GOTTWALD Peter*

Dear Dean, dear colleagues, Ladies and Gentlemen,

First of all, I would like to give my warmest thanks to all members of the Law Faculty of Ritsumeikan University for your kind invitation to come and teach again at Ritsumeikan University. It is a great pleasure and honor for me to be again with you. My visit may be regarded as a small contribution to the permanent academic exchange maintained at your University. In times of internet and electronic databanks global research is easier than ever before. As a lawyer one has open access via internet to foreign statutes and many foreign court decisions. Commercial electronic databanks complement the range of information. This kind of information is helpful, but sometimes incomplete or misleading. Despite all modern means of telecommunication personal meetings are still the best place for an exchange of ideas and for learning from each other. I think that in our time of globalization an open minded communication between scholars of all nations and all branches of study is of higher importance than in former times. This is in particular true being confronted with protectionist tendencies, like “foreign law bans” in the United States. Even for a great nation scientific isolation is a danger for the standard of science. In our globalized world the exchange of ideas is



Prof. Dr. (Erlangen) Dr. h.c. (Thessaloniki), vice president of the (German) Association of International Procedural Law from 1989 to 1997 and president from 1997 to 2009, secretary general of the International Association of Procedural Law from 1995 to 2009 and then president till 2011, now honorary president of both associations.

not just an academic matter. Sometimes, it is of immediate economic importance. The best example with regard to private dispute resolution is the field of international commercial arbitration. With the growing transnational business the demand for arbitration services is also growing. And as the share of transnational business by Asian countries is increasing, institutions in this area who offer a modern procedure with an efficient administration are successful. I just refer to the arbitration centers in Singapore or Hong Kong. There are a lot of conferences each year on international commercial arbitration in any part of the world. Most of these conferences have a double purpose: they serve the arbitration law, but are also a market place for the presentation as an arbitrator for cases

to come. With regard to general dispute resolution by state courts there is less competition, but there is competition. To compete in this international market you have to know the products of your rivals (like in industry) that you can offer a product meeting the general standard or surpasses it, if possible. Then, you can advertise like the former English Lord Denning who wrote in one of his judgments: "London is a good place to shop in... for the quality of its legal services." With regard to the law of procedure comparative research was for a long time just done casually by scholars of general comparative law or by specialists of international law. Both of them mainly dealt with problems of transnational litigation. Comparative procedural law as an independent field of research emerged only in the fifties of the last century when European scientists, mainly from Italy and Spain, founded the International Association of Procedural Law. After 1980 the Association expanded its activities from Europe all over the world. It was and is our aim to integrate scholars from countries which were isolated for any reason. Since 1995 the Association is organizing each year an international conference and a world congress every four years. The conference of this year will be held in a few days in Tianjin, China. We are happy that Chinese scholars now are actively participating in our debates and are even ready to organize an international conference in their country. The next World Congress will take place in 2019 in Japan in Kobe. We, the international scholarship, are happy about this welcome engagement

of our Japanese colleagues and are looking forward to this event. Conferences are good places to present results of personal research. Yet, the spoken word is fugitive. Congress volumes help to preserve these results, but unfortunately, even if they are published, their circulation is (very) low. To improve the situation the IAPL is publishing since 2011 its own journal, the International Journal of Procedural Law. Procedural scholars from all over the world are invited to publish their ideas in this journal. As we do not have a common law of procedure throughout the world, but procedural laws which are deeply rooted in national traditions and languages the language barrier is still the highest obstacle to international research. With regard to international conferences the problem can be partly met by oral interpreters. But legal terms quite often differ from the general language with the result that their interpretation (without possible preparation) is misleading or widely unintelligible. Closely connected with language barriers is the fear of many people against an infiltration of the national culture by foreign elements whatever, against any change of the traditional society. We as academics should try to convince those people, being open minded to new ideas is a unique chance to gain new insights into the own science and to find solutions for unsolved national problems. I am therefore happy that your faculty is making much effort to make your students familiar with foreign law and foreign legal institutions.

(ゴットバルト ペーター・民法、民事手続法)

My Book

自著紹介

著書紹介 『行政代執行の理論と実践』

須藤 陽子 SUTO Yoko

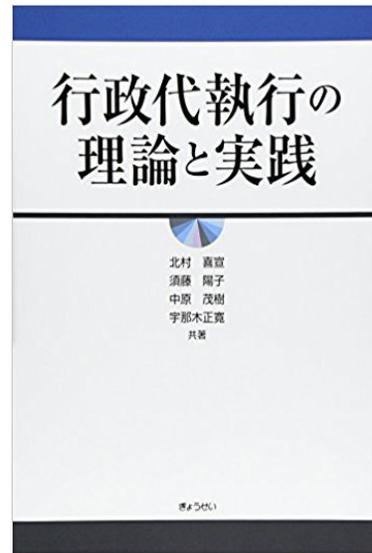
わが国の行政実務は、違法な状態、違法な物件を前にして、長らく手詰まりな状況に置かれてきた。違法状態を是正する強制手段の選択肢が極端に少なく、刑罰も行政上の義務違反に対して機能していないのである。

強制執行の手段について、一般法があるのは行政代執行であり、行政代執行が行政上の義務履行確保について基本となる。行政代執行は、その強力な権限ゆえに権限行使にあたって慎重さを求められる「伝家の宝刀」であるが、しかし現実には「慎重さ」を乗り越えて、「抜かすの宝刀」ではなく「抜けずの宝刀」であると揶揄されるのである。なぜ的確に権限を行使できないのだろうか。

法文上厳格に定められた要件の解釈に迷い、また、適用されることがないゆえに行政実務には執行のノウハウが無い。何より問題であるのは、違法状態を是正する必要性があり、強制執行の権限が法律上付与されていても、その権限の行使を躊躇し、権限の行使を検討することなく延々と行政指導を繰り返す、「強制執行消極主義」と評されるような行政実務の姿勢である。

本書『行政代執行の理論と実践』（ぎょうせい、2015年）は、斯様な問題意識を共有する4人の著者（北村喜宣・上智大学法科大学院教授、須藤陽子・立命館大学法学部教授、中原茂樹・東北大学大学院法学研究科教授、宇那木正寛・鹿児島大学学術研究院法文教育学域法文学系教授）によって編まれたものである。

行政代執行権限の的確な行使のために、理



『行政代執行の理論と実践』
北村喜宣・須藤陽子・中原茂樹・宇那木正寛 共著
ぎょうせい
2015年8月 ¥3,600 + 税

論と執行実務の両面から、行政実務に新たな知見を提供しようとする。第1章「行政代執行とは何か」（須藤）、第2章「行政代執行法の解説」（中原）、第3章「行政代執行の実例」（北村、宇那木）、第4章「行政代執行実務マニュアル（手続編 実地計画編 費用徴収編）」（宇那木）、第5章「行政代執行制度の的確な運用のために」（北村）という構成になっている。

わが国は法治国家であるのに、なぜ違法な状態や違法な物件の解消が困難であるのか

と、おそらく、多くの人々が奇異に思うであろう。

行政実務が行政代執行権限を適切に行使できず、「強制執行消極主義」に陥る要因を挙げるならば、一つには、占領期に立法された法律の文面を現代人の感覚では読み解き難いということであると思う。

行政代執行法は、行政執行法（明治33年法律第84号）の廃止に伴って、昭和23年に制定された法律である。佐藤達夫政府委員は、第2回国会において、行政執行法の運用が戦前に人権侵害を引き起こしたという反省を示している。その反省ゆえに、要件を定める行政代執行2条は権力の濫用を厳しく戒める文面となっている。

しかし、権力の濫用を戒めるものであっても、権限を行使すべき状況にあって権限を行使できないようにする趣旨ではない。

行政代執行は「義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に、ようやく適用可能である。義務の不履行は、直ちに代執行に直結していない。

2条の定める「他の手段によってその履行を確保することが困難」「その不履行を放置することが著しく公益に反する」という二つの要件をいかに解釈しクリアするか、それが行政実務にとって高いハードルとなっているのである。

本書は、「著しい公益侵害」という要件を、行政代執行の「必要性」の問題として捉え、行政代執行を命じる個別法の根拠規定との関係で相対的に把握すべきであると主張する。行政代執行法は一般法であって、行政代執行の必要性は一般法ではなく、個別法から

導かれるものだからである。

このように法解釈上の手助けとなる考え方を示しても、それによってすぐに行政代執行の実施が可能となるわけではない。行政の現場は、法解釈の問題のほかに、より現実的な問題によって行政代執行を躊躇う。

たとえば、執行に割く人員をどう管理したらよいのか、書式がない、費用の回収が難しい、対象物件から運び出した荷物をどうしたらよいのか（注意義務の程度は？）、処分の手相手が実力によって抵抗したらどうするか等々、現実的な問題が山積しているのである。

行政権による実力の行使には、法律問題以外に、執行の担い手側の事実上の問題が多く存する。法解釈上の手助けのほかに、行政代執行のマニュアルを提供しようとする点に、行政実務に資することを目指した本書の意義が存すると、筆者は信じるのである。

（すとう ようこ・行政法）

Ceremony

授与式報告

第12回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

2017年5月19日(金)に、第12回平井嘉一郎研究奨励賞の授与式が平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルームにて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生(昭和15年卒)の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により2006年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科(法科大学院)において優秀な成績を収め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内・国際社会に貢献する人材を育成することである。

本年度は、法学研究科から、大井友希氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程1回生)、清水琢磨氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程1回生)、藤井茜氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程2回生)、松村皆希氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程2回生)、松本薫子氏(立命館大学法学研究科博士課程後期課程1回生)、法務研究科から、山崎一穂氏(立命館大学法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程2回生)が受賞した。

なお、今回は、同じく平井信子様のご厚意により、海外の研究者が平井嘉一郎記念図書



館を利用して行う国際的な研究活動を支援奨励することを目的として創設された「平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞」の第1回授与式も同時に開催された。同賞については、中国・杭州師範大学法学院専任講師として環境法を専攻し、かつて本学法学研究科に在籍していた張挺氏が受賞した。

授与式では、吉田美喜夫学長から祝辞が述べられ、各受賞者に賞状が授与された。選考委員会を代表して法学研究科長から祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者から受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、平井信子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

(法学研究科長 宮井雅明)



第15回天野和夫賞授与式

第15回天野和夫賞の授与式が2017年11月17日（金）に衣笠キャンパス至徳館にて開催された。

同賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄付により2003年に創設されたもので、優れた研究成果や業績により学位を取得した本学大学院法学研究科の修了生および法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰しその研究を奨励することを目的とするものである。

今回の受賞者は次のとおりである。まず、卓越した研究成果をもって課程博士の学位を取得した修了生として、市川啓氏（学位論文名「間接正犯の淵源およびその発展に関する歴史的考察―目的なき・身分なき故意ある道具を素材に―」）が受賞した。次に、特に優れた成績をもって修士の学位を取得した修了生として、知名春香氏（学位論文名「複合契約の法的構造の解明―「契約の目的」の視点から―」）が受賞した。そして、法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した若手研究者として、『訴える人びと―イタリア中世都市の司法と政治―』（名古屋大学出版会、2016年）を著した中谷惣氏が受賞した。



授与式では、吉田美喜夫学長から各受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員会を代表して石橋秀起・選考委員（大学院担当副学部長）から祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

（法学研究科長 宮井雅明）



研究会

Study Group

2017年5月～2018年2月

■法学部定例研究会：

- 17年 5月 16日 講演会：Franck Macrez氏「現代EU著作権法における著作者の事前許諾とデジタル化」
- 17年 6月 3日 商法研究会：道野真弘氏「属人的定めに関する判例研究（東京地判平成27年9月7日判タ1422号371頁）」原弘明氏「事業譲渡・会社分割と労働契約承継の解釈論・立法論検討」
- 17年 6月 16日 第8回最高裁研究会：井垣敏生氏「裁判の判断形成に関係がある可能性が懸念される司法人事等の実態と改革の方向」
- 17年 6月 16日 現代法務特殊講義公開特別講義：富永愛氏「医療訴訟と専門弁護士的重要性」
- 17年 7月 1日 商法研究会：清水円香氏「新株発行の秘匿と既存株主の救済（参考裁判例：名古屋地判平成28年9月30日金判1509号38頁）」藤嶋肇氏「(判例研究)株主総会における株主権を侵害する議事進行ないし取締役の虚偽説明と株主総会決議の取消しの可否（東京地判平成28年12月15日金融・商事判例1517号38頁）」
- 17年 7月 3日 法政研究会：Nguyen Duc Minh氏・Ngo Vinh Bach Duong氏「日越における法の支配、法治国家原理、立法手続、民主主義、政党」
- 17年 7月 14日 第1回民事法研究会：角本和理氏「人工知能による情報処理技術の浸透と私法上のプライバシー・自己決定—アメリカ法理論の比較研究を中心に—」
- 17年 7月 22日 第9回最高裁研究会：市川正人氏「泉徳治裁判官と最高裁—泉徳治『一步前へ出る司法』を中心に」
- 17年 8月 1日 第8回ランチタイム法政研究会：山本圭氏「不審と敵対の政治学—『不審者のデモクラシー』（岩波書店）をめぐる」
- 17年 8月 5日 立命館土曜講座：吾郷真一氏「戦争と社会正義—昨今の軍事的緊張・難民・人権問題に法はどのように対応するのか？経済社会協力による平和達成への道のり」
- 17年 9月 2日 商法研究会：久保壽彦氏「原子力事業者を取り巻く動向」渡邊博己氏「第三者所有権留保と関係当事者間の特約の効力」
- 17年 9月 19日 来たるべきグラムシー没後80年のアクチュアリティ：千野貴裕氏「グラムシアン・モーメント：グラムシにおけるヘゲモニーと市民社会を再考する」
- 17年 9月 22日 専門訴訟研究会公開シンポジウム：ブライアン・プレストン氏「専門的証拠のための訴訟手続き：科学の専門知を法廷でどう扱うか？」
- 17年 10月 3日 第1回政治学研究会：チャールズ・ウルフソン氏「新自由主義的グローバル化時代における革新的ナショナリズム：ブレグジットの逆説」
- 17年 10月 27日 第1回公法研究会：河野恵一氏「喧嘩両成敗観念の成立と展開に関する研究」
- 17年 10月 27日 第1回法政外国語研究会：ロックラン・ジャクソン氏「Bilingual Childrearing in Linguistic Intermarriage（国際結婚におけるバイリンガル子育て）」
- 17年 10月 27日 第10回最高裁研究会：宮脇正晴氏「知的財産法分野における最高裁判決の近年の傾向」
- 17年 11月 2日 比較民事司法制度研究会：ペーター・ゴットバルト氏「ドイツにおける消費者紛争解決」
- 17年 11月 4日 商法研究会：伊藤吉洋氏「株式買取請求権等に係る反対株主の範囲」高橋慶親氏「企業不祥事と第三者委員会」品谷篤哉氏「[判例研究]手形金の償還請求、手形の引渡請求及び原因債権に基づく請求が争われた事例 大阪地判平成28年9月21日金融商事判例1503号30頁」

- 17年 11月 6日 比較民事司法制度研究会：ペーター・ゴットバルト氏「ドイツ民事訴訟における鑑定人の地位と鑑定の位置づけ」
- 17年 11月 11日 立命館土曜講座：村上弘氏「扇動政治としてのポピュリズム——その支持者と問題点」
- 17年 11月 18日 立命館土曜講座：小堀眞裕氏「ポピュリズム比較——日本とイギリス」
- 17年 11月 20日 第11回最高裁研究会：守屋克彦氏「刑事裁判・少年審判と私」
- 17年 11月 23日 第2回民法研究会：松村皆希氏「二次的著作物の原作者の権利の及ぶ範囲について」
- 17年 11月 24日 第3回民法研究会：福田みどり氏「建築と図面の著作物の保護に関する一考察」藤井茜氏「説明義務違反と契約の解除」
- 17年 12月 2日 商法研究会：村田敏一氏「公開会社でない株式会社における株主ごとに異なる取扱いの定め—会社法109条2項の解釈問題」村上千康司氏「取締役会設置会社において株主総会の決議により代表取締役を定めることができる旨の定款の定め」
- 17年 12月 5日 第1回税法研究会：前田絢加氏「アメリカ州法上のジョイント・テナンシーの相続・贈与に係る課税関係」小松智昭氏「損害賠償金の非課税の範囲とその課税のあり方の再検討」時岡奏多氏「事業所得の判断基準のありかた—競馬の馬券払戻金事件を題材として—」矢澤叡氏「タックスヘイブン対策税制における適用除外要件の検討—主たる事業の判定について—」金山正人氏「消費税における役務提供の給与所得該当性」
- 17年 12月 6日 第1回平和人権連続講演会：藤岡靖洋氏「ジョン・コルトレーンと平和人権」
- 17年 12月 7日 第2回平和人権連続講演会：Werner Köhler氏「ドイツ・ヨーロッパにおける難民問題」
- 17年 12月 8日 第1回刑法研究会：酒泉郁氏「社会関係ニーズを抱えた刑務所出所者等への就労支援のあり方」今畑祥氏「日本におけるヘイトスピーチ規制の再検討」
- 17年 12月 8日 第2回政治学研究会：山本圭氏「嫉妬の政治学にむけて」
- 18年 1月 13日 商法研究会：吉澤卓哉氏「傷害保険における2種類の偶然性と故意免責の関係」山田泰弘氏「非公開会社・非上場会社における少数株主の締め出し」
- 18年 1月 15日 第7回海洋法に関する日中ワークショップ「国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用」：兼原敦子氏「New Trends in the Law of the Sea for Protection of BBNJ」QIU Wanfei氏「Marine protected areas in the development of an international legally-binding instrument on BBNJ: Key drivers and divergence」樋口恵佳氏「Capacity Building and Transfer of Marine Technology in BBNJ Process: Exploring the development of the situation during the PrepComs」ZHANG Dan氏「ISA, the Contemporary Seabed Mining Regime and BBNJ」SU Jinyuan氏「Common Heritage of Mankind in the Law of the Sea and Beyond」本田悠介氏「The Concept of Common Heritage of Mankind in the Contemporary Law of the Sea: An Adequate Principle for Managing the Marine Genetic Resource?」佐俣紀仁氏「The ‘Fragmentation’ of International Law Regulating BBNJ: Is it the Fragmentation between the Law of the Sea and the International Environmental Law or Fragmentation within the Latter?」
- 18年 1月 18日 第3回平和人権連続講演会：Mattias Kumm氏「Global Constitutionalism and Human Rights」
- 18年 2月 2日 博士論文公聴会：山本和輝氏「正当防衛の基礎理論的考察」
- 18年 2月 3日 商法研究会：中村康江氏「議決権等につき株主ごとに異なる定めを設ける定款変更決議の無効(東京地立川支判平成25年9月25日金判1518号54頁)」小野里光広氏「オーストラリア会社法における「支払不能取引」回避義務」
- 18年 2月 6日 博士論文公聴会：朴普錫氏「フランツ・フォン・リストの学問観」



立命館ロー・ニュースレター

第84号 (2018年2月)

編集：立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)

発行：立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL：075-465-8177

FAX：075-465-8294

URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)